

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 校務支援システムに係る引継ぎ及び校園ネットワーク業務システム機種更新支援業務委託

2 契約の相手方

PwCコンサルティング合同会社

3 随意契約理由

令和9年10月から新統合型校務支援システムが稼働予定であり、現行事業者との契約が満了する令和9年1月から新システムが稼働するまでの9か月間、引継ぎ事業者によるシステム運用保守の実施が必要となることから、現行事業者と引継ぎ事業者との契約後の要件整理と、現行システムで保有する指導要録等の各種データについて、新システムへの移行が必要であることから、現行事業者との調整によりデータ抽出可否について整理を行い、抽出が困難なデータについては、データ移行に係る業務委託を別途対応が必要となった。

また、本市校園ネットワーク業務システムにおいては、クラウドリフトを前提とした機種更新プロジェクトを進めており、令和8年1月の稼働を予定していたが、開発事業者と協議の結果、稼働時期が令和8年7月へと延期となった。開発期間の延長に伴い発生する技術的な課題について、システム事業者を含む関係者との各種調整を行うことが必要となった。

これらの対応については、技術的な支援が必要不可欠であり、上記業者は、教専第308号「自治体システム標準化対応並びに学校園システム・次期ネットワーク再編成等支援業務委託」（令和5年4月13日～令和10年3月31日）の契約において、システム再編成に向けた支援を行っており、現行システムの安定稼働を維持するためには、運用保守業務の引継ぎ対応をするための要件定義等を行う必要があり、同事業者は既に開発に着手した次期ネットワークのプロジェクトにも深く関与し、これまでの経緯、全体像や進捗状況、教育共通基盤の技術的詳細や設計意図や課題を熟知しているため、当該業務を対応することができる唯一の事業者となる。

以上の理由により、上記業者の継続支援が重要であり、既存の知識と経験がなければ対応できないことから、同事業者と、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定により、随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 教育政策課
教育DX推進グループ（電話番号 06-6208-9046）

随意契約理由書

1 案件名称

校園ネットワークシステム等ハウジングサービス業務委託 長期継続

2 契約の相手方

NEC ネットエスアイ株式会社

3 随意契約理由

校園ネットワークシステム等のサーバ機器については、ハウジングサービスの利用を行うため、一般競争入札を実施し、校園ネットワークシステム等ハウジングサービス業務委託として、平成30年7月から令和5年6月30日までの間、上記業者と契約していた。

その後、令和2年12月25日に、国により策定された「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」に基づき、本市教育系システムにおいても情報システムの標準化、クラウドサービスの活用を前提としたシステム全体の最適化を検討していく方向性が示されたことを受け、校務系のうち教職員の事務に関するシステム群については、令和7年度から令和8年度の期間に、クラウドサービス化に向けた再構築を行う予定とし、以降は現在江坂DCに設置されている業務システム群のサーバ設置場所(ハウジング)を準備する必要はなくなる見込みで、既に設置済み且つ稼働中のサーバ等機器の移設を行えばデータセンター間のネットワーク回線等の準備、データ連携にかかる各種設定の変更による追加コストの発生、現状安定稼働している各システムの変更作業による障害リスク等、当該システムのみならず連携する他システムに及ぼす影響をも考慮し、校園ネットワーク業務システムのリース満了時までの、令和5年7月1日から令和8年1月31日までの間引き続き上記業者と契約していた。

現在、各校務系システムのクラウドサービスへの移行を進めているところであるが、関係する現行システムが、最長で令和13年1月末まで利用することが令和7年11月の学校再編成ワーキングにおいて決定したため、それまでの間本業務委託が必要となった。

以上の理由から、本案件については校務系システムのクラウドサービス移行及び機器の撤去まで引き続きデータセンターを利用するものとし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定により、令和8年2月1日から令和13年3月31日まで上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当(電話番号 06-6115-8081)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 大阪市教育情報ネットワーク運用保守作業に係る再構築業務委託

2 契約の相手方

NEC ネットエスアイ株式会社

3 随意契約理由

現行教育情報ネットワークについては、平成31年4月1日～令和8年12月31日までの契約期間で（案件名称：大阪市教育情報ネットワーク基盤構築・運用保守業務委託 教専第5号）開発・運用・保守を行っている。

当該ネットワークの保守運用期間が令和8年12月31日までであることから、令和9年1月までに新たなネットワークの開発・構築を行わなければならない、その為には令和6年度からの新ネットワークの開発・構築を開始する必要があった。

ネットワークの開発・移行には、仕様書の作成、業者選定、開発・構築、移行作業が必要となり、事業着手から稼働までに概ね3年の期間が必要で、現行ネットワークが令和8年12月31日に運用契約満了となることから、令和9年1月からの次期ネットワークの運用開始するためには、令和6年1月から開発に着手すべきであったが、国が令和6年2月に、改定版セキュリティガイドラインを示すとの情報があったことなどから、ネットワークを含めたシステム全体の最適化を検討していくこととなり、全システムの更新時期の状況を踏まえると、次期教育情報ネットワーク基盤の本格運用を開始する予定の令和9年9月までの間、現行ネットワークを活用する必要が生じることとなった。

本業務については、そのプログラム等具体的な内容は、他者には知りえないもので、開発者である日本電気(株)関西支社でしか対応出来ないものであるが、受注する意向がないことが明らかとなったことから、現行契約相手先の完全子会社である、NEC ネットエスアイ株式会社が、現行教育情報ネットワークに関する開発・運用・保守に関する専門的な知識や技術提供を、現行業者である日本電気(株)関西支社から受けることが出来ることとなったため、本業務を行うことが出来る唯一の業者となる。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
ネットワーク基盤グループ（電話番号 06-6115-8081）

随意契約理由書

1 案件名称

淀川図書館移転に伴う図書館情報ネットワークシステム機器移設及び調整業務委託

2 契約の相手方

NEC ソリューションイノベータ株式会社

3 随意契約理由

本業務において移設する図書館情報ネットワークシステム機器は、「大阪市図書館情報ネットワークシステム事業用クライアント機器等（その2）長期借入」（令和6年度大契甲第7027号）により、株式会社 JECC とリース契約を行っている。これらの機器の所有権は借入業者にある。いずれも機器の据付、接続及び調整の技術員駐在場所として NEC ソリューションイノベータ株式会社を指定し、また、アフターサービス・メンテナンスを同社に指定していることから、借入業者が指定する業者以外には本業務の履行が不可能である。

したがって、本業務については、NEC ソリューションイノベータ株式会社以外には行えないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

中央図書館 企画・情報担当（電話番号 06-6539-3325）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市教育委員会就学事務（学齢簿編製等）システムに関する開発・保守支援業務委託

2 契約の相手方

PwCコンサルティング合同会社

3 随意契約理由

大阪市教育委員会就学事務（学齢簿編製等）システム（以下「暫定システム」という。）については、令和8年1月からの稼働に向け、これまでオンライン機能や住記システム連携に必要なバッチ機能の開発を行ってきたところである。

暫定システムの構築については、令和8年1月の稼働後についても令和8年11月末まで段階的に開発を継続することとなった。

PwCコンサルティング合同会社（以下「同事業者」）は、総合評価一般競争入札により、「自治体システム標準化対応並びに学校園システム・次期ネットワーク再編成等支援業務委託」（令和5年4月13日～令和10年3月31日）として契約締結しており、本契約において、就学事務システム・就学援助システムの標準準拠システム移行支援や、データ連携機能をもつ大阪市教育共通基盤システム（以下「教育共通基盤」）の構築支援を行ってきた。同事業者は、既にプロジェクトに深く関与し、これまでの経緯、全体像や進捗状況、課題を熟知しており、問題にも迅速に対応することができる。

就学援助システムは入札不調により現行システムを継続利用することとなったが、就学援助システムと暫定システムの連携は、構築中の教育共通基盤を介して実施予定である。同事業者は、教育共通基盤の技術的詳細や設計意図を理解しており、この知識を活かすことで、就学援助システムと暫定システムの円滑な連携が可能となる。また、システム設計の一貫性を保つためにも同事業者の継続支援が重要であり、特に、教育共通基盤を介したシステム間の連携においては既存の知識と経験がなければ対応できないことから、同事業者と、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定により、随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 事業担当

教育委員会事務局総務部学事課（電話番号 06-6208-9115）